

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 令和3年度保険料の軽減措置について

保険料は、均等割額（被保険者全員が納める額）と所得割額（所得に応じて納める額）の合計ですが、次の方は保険料が軽減されます。

(1) 所得が低い方の軽減

- ・同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されますが、次のとおり変わりました。

令和2年度		令和3年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合	世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下	7.75割	43万円+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下	7割
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	7割	43万円+(28.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下	5割
33万円+(28.5万円×被保険者の数)以下	5割	43万円+(52万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下	2割
33万円+(52万円×被保険者の数)以下	2割		

※1 給与所得者等（給与所得者等が2人以上いる世帯に適用）

一定の給与所得者・・・給与等収入金額が55万円を超える者

一定の公的年金等の支給を受ける者

・・・(65歳未満)公的年金等収入金額が60万円を超える者

・・・(65歳以上)公的年金等収入金額が125万円を超える者

(2) 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ・均等割額が5割軽減されます。(資格取得後2年間)
※世帯の所得が低い方は、より高い軽減(7割軽減)が受けられます。
- ・所得割額の負担が免除されます。

令和3年度保険料額は、7月に通知します。

詳しくは、東通村税務住民課または青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

2 交通事故等にあつたとき

交通事故や暴力等、第三者(自分以外の人)の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けるときは、必ずお住まいの市町村へ届出してください。また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。届出がないと被保険者証を使えないことがあります。

詳しくは、東通村税務住民課または青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

問合せ先：東通村税務住民課国民健康保険 G(Tel 0175-27-2111)
青森県後期高齢者医療広域連合(Tel 017-721-3821)